



高森警察署からのお知らせ

☎0967-62-0110
通報・相談110

ストップ！「電話で『お金』詐欺」被害防止啓発動画を作成しました

「電話で『お金』詐欺」被害の未然防止のため、熊本県警では啓発動画を作成しました。

詐欺の手口を再現しながら、分かりやすいユーモアあふれる刑事ドラマ風ストーリーとなっています。

高森警察署の警察官も出演していますので、ぜひ阿蘇市の公式YouTubeチャンネルでご覧ください。

(右のポスターのQRコードから視聴できます。)

指名手配被疑者の検挙にご協力をお願いします

11月は指名手配被疑者捜査強化月間です。

日頃から、警察施設や駅などに掲示されている「警察庁指定重要指名手配被疑者」のポスターをはじめとした被疑者の顔写真をぜひ気にかけてみてください。

おかしいなと思ったり、不審な人物や車を見かけたときは迷わず110番通報してください。



なんでも南部分署

☎0967-62-9034 火災・救急119

11月9日から1週間は秋の火災予防運動が実施されます。火の取り扱いには十分注意して生活をしましょう。

住宅用火災警報器を点検しましょう！

電池切れや電子部品の劣化により火災を感知しなくなることがあります。

10年を目安に交換しましょう。

点検方法

- ボタンを押す、または引き紐を引くことで警報音が正常に鳴るか確認しましょう。
- 定期的に点検を行い、電池切れや故障の可能性がある場合は、電池の交換や本体の確認を行いましょう。
- 熱感知部や煙感知部にホコリが付着していないか確認し、必要に応じて掃除を行いましょう。
- 点検は年に一回以上を目安に行うことを推奨します。



期限切れの消火器に要注意！！

住宅用消火器の使用期限は約5年です。使用期限の過ぎた消火器は、事故の危険があるため速やかに更新しましょう。

次のような消火器は廃棄・更新をお勧めします。

- 錆があり、腐食している消火器
- 容器に大きな傷があり変形がある消火器
- 外観に異常がみられる消火器

消火器の使用方法について

1. 黄色の安全ピンを上引き抜きます。
2. ホースを外し、ホースの先端を持ち火元に向けます。
3. レバーを強く握って放射します。

※放射時間は、約15秒程度ありますので落ち着いて消火しましょう。

※放射距離は、約5mです。適度な距離を保ち使用しましょう。

消火器の処分方法について

消火器は、一般ゴミとして回収しません。

消火器の処分は、日本消火器工業会が行っています。

高森町での廃棄方法にあっては、高森町役場の生活環境課までお問合せください。なお、ナフコ高森店で買い替えの場合は引き取りが可能です。

詳しくは、消火器リサイクル推進センターのホームページをご確認ください。